

新潟市食品衛生法施行条例の一部改正について

1 改正の理由

食品の種類や提供方法の多様化に対応するため、新潟県では市日、祭礼にあわせて市場等で簡易な形態での喫茶店営業（加熱飲料等を提供する行為）を認めるため、施設基準を緩和した市場等定置営業区分を新たに設定する。これを受け、本条例で規定する許可申請手数料及び管理運営基準について、新たな区分に対応するための改正を行う。

2 改正案の概要

(1) 営業許可申請手数料に関する事項を次のように改める。

第5条

3 法第52条第1項及び新潟県食品衛生条例第2条第1項の規定による営業（季節的及び臨時的な営業を除く。）の許可を受けた者が、その有効期間の満了に際し、引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合は、別表第4又は別表第5に定める額の半額の手数を申請の際、納めなければならない。ただし、市場等定置喫茶店営業（喫茶店営業のうち、市日の市場及び祭礼の会場に限り営まれるものをいう。以下同じ。）及び食品行商の許可を受けた者は、同表に定める額の手数を全額納めなければならない。

別表第4

2 喫茶店営業許可申請手数料

(4) 市場等定置喫茶店営業許可申請手数料 1件につき 2,000円

(2) 別表第2第1第6項第1号中「及び」を「並びに」に改め、「営む許可業者」の次に「及び市場等定置喫茶店営業を営む許可業者」を加える。

3 施行期日

この条例は、平成30年12月28日から施行する。

4 パブリックコメントを実施しない理由

今回一部改正した内容は、新潟県が定めるものと同様のものです。したがって、パブリックコメントについては、市民意見提出手続条例の適用除外を定めた、第4条第1項第3号「国又は新潟県の政策と実質的に同一の内容を定める必要のあるもの」に該当すると判断し、実施しないこととしました。